

令和3年9月30日

保護者の皆様

京都市立八条中学校  
校長 長谷川 豊

### 「緊急事態宣言」の解除を踏まえた教育活動等について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

明日より緊急事態宣言が解除されます。宣言は解除されますが、教育活動については段階的に緩和していくたいと考えております。引き続き、感染拡大防止対策を含めご理解、ご協力よろしくお願いします。

#### 記

## **1 基本的な感染防止対策、生徒・教職員の健康観察の徹底、周知・啓発の徹底について**

引き続き、以下のとおり、基本的な感染防止対策、生徒・教職員の健康観察の徹底を図るとともに、生徒等に確認された感染の初発者の経路判明9割以上が保護者等の感染に伴う家庭内感染を起因としていることを踏まえ、家庭での協力をお願いします。

- (1) マスク着用（※熱中症等にも留意すること）や手洗い、「3つの密を避ける」等、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、生徒・教職員が登校・出勤する際の健康観察を継続していきます。  
少しでも発熱等の風邪症状や体調不良が見られる場合には、必ず登校・出勤を控えることや、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤を控えることを周知徹底します。
- (2) 生徒、教職員等及びその同居家族が濃厚接触者となった場合はもとより、「感染の疑い」や「体調不良」で医療機関を受診し、検査を受けようとする場合には、その段階で速やかに対応していきます。

## **2 具体的な教育活動について**

- (1) 引き続き「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として留意して実施することとされている活動について、その必要性を十分に精査し、「3つの密」の回避の徹底等の感染症対策（生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向く、回数や時間を限定する等の対応や、保護者等の参加がある場合には、その人数やあり方について検討していきます。）を十分に講じたうえで、段階的に実施していきます。  
感染症対策に万全を期して、体育等の授業において、複数学級での合同実施、その他学年や学級を超える活動の実施にあたっては、感染拡大リスクをできる限り低減させるため、引き続き、可能な範囲で形態を工夫し教育活動を実施していきます。
- (2) 校外活動については、感染症対策を十分に講じたうえで、実施します。ただし、実施にあたっては、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高いと判断する活動等は、適宜見直し、中止を検討していきます。
- (3) 修学旅行については、その教育的意義を踏まえ、一層の感染症対策を講じたうえで、実施します。  
また、実施に向けては、旅行業者等と十分に協議し、特に、宿泊先地域の感染状況を踏まえた実施可否の検討や受入れ先との調整、保護者への事前説明、感染拡大防止に向けた生徒への事前指導等を十分に行います。
- (4) 体育大会（HACHIJŌ杯）、文化祭（中止）、については、保護者等の参観を行わず実施いたします。
- (5) 授業参観や懇談会・個人懇談等については、感染症対策を十分に講じたうえで、実施していきます。  
また、個人懇談に関しては必要に応じオンラインでも対応していきます。
- (6) 家庭訪問については、必要に応じて実施して差し支えない範囲で行います。また、実施する際は、保護者等と事前相談のうえ、マスクを着用する、距離を確保する、できる限り短時間とする、家の中には上がらない等の対応で行います。

### 3 部活動について

引き続き、感染予防対策を徹底しながら、次のとおり、段階的に規制を緩和し、活動を再開します。

八条中学校	
10/1 (金) ~10/15 (金)	校内限定で2時間以内（大会参加は可） 本校は1日（金）にミーティング、2日（土）・6日（水）が活動可能な日になります。
10/16 (土) ~10/29 (金)	京都府内限定で対外活動可 部活動ガイドラインの活動時間
10/30 (土) ~	部活動ガイドラインに基づく通常活動（府県をまたぐ移動可）

### 4 偏見や差別は許されないことの啓発、生徒・教職員等の心のケアについて

- (1) 生徒や保護者が感染した場合も踏まえ、感染症に係る保健指導はもとより、道徳や人権教育などの機会をとらえた学習を引き続き充実させ、保護者にも生活の留意点のほか、感染者や、ワクチン接種を受ける又は受けないことへの偏見や差別は許されないことなどを積極的に啓発していきます。
- (2) いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は、関係機関等とも連携し、速やかに指導や支援を行います。
- (3) 学校で感染症対策と教育活動の両立、また生徒の心のケアに取り組む教職員自身のメンタルヘルスにも十分に留意していきます。
- (4) 必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を図り、生徒・教職員へのコンサルテーションや心理的なケア、関係機関との連携等を図っていきます。
- (5) 京都市では下記の子どもに関する電話相談窓口を設置しています。

○こども相談24時間ホットライン  
電話番号：#**7333**（ダイヤル回線、IP電話の場合には、351-7834におかけください。）  
京都市内の高校生までの子ども及び保護者対象の電話相談窓口。  
24時間365日対応。

### 5 本格活用期（9月～）を踏まえた一人一台端末の利用促進

#### 及び学級閉鎖等や登校を控える児童生徒等への学びの保障の取組について

新型コロナウイルス感染者の発生等に伴う臨時休業や学級閉鎖時への対応のほか、感染状況下における登校に不安を感じ、自主的に登校を見合わせる生徒への学習保障など、様々な状況に柔軟に対応し、持続的に子どもの教育を受ける権利を保障していくためのオンライン学習の実施等について、必要に応じて速やかに対応できるよう進めて行きます。

また、登校不安等により欠席する生徒等については、当該生徒等の状況や家庭の意向も十分踏まえ、個に応じた適切な学習方策を検討し、オンライン学習も含めた「学びの保障」に向け適切に対応していきます。

### 6 新型コロナウイルス感染症にかかる出欠の取扱い

生徒本人が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」になります。また、生徒本人やその同居家族について、発熱等の風邪症状があり自宅で休養する場合や、PCR検査を受検したため結果判明まで登校を自粛される場合等は、引き続き「出席停止・忌引き等」（「校長認定日」）として扱います。

また、日常的な医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等のある生徒は、引き続き「出席停止・忌引き等」（「校長認定日」）として処理します。

（※）上記以外の理由については担任・学校まで相談してください。

なお、生徒が医療機関等において新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受ける場合や、発熱等、ワクチン接種後の副反応と思われる体調不良により欠席する場合は、「出席停止・忌引き等」（「校長認定日」）として処理いたします。また、発熱等の風邪症状以外がみられた場合には、生徒や保護者から状況をお聞きし、学校で適切に判断させて戴きます。